

令和2年4月20日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます、
さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がございました。

同通知は、薬局において高濃度エタノール製品を取り扱う場合に、注意すべき事項について
周知するものです。

薬局から医療機関等に対して、高濃度エタノール製品を販売または授与して差し支えない
こと、その際、医療機関等の求めに応じ、薬局または薬局から委託された作業場等において、
販売した高濃度エタノール製品を適切に希釈および他の容器への詰め替えを行って差し支え
ないこととされております。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、会員医療機関へご周知賜りますよう、よろしく
お願い申し上げます。

なお、本件は、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な
対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いが変更・廃止される際には、厚生労働
省からその旨が連絡されますことを申し添えます。

【担当】

大阪府医師会
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)
地域医療2課 (TEL:06-6763-7002)
総務課 (TEL:06-6763-7000)